

いつも身近に 地域包括支援センターです

■問い合わせ：地域包括支援センター（高齢福祉課内）☎ 64-8686

龍ヶ崎市生活支援サポーター【愛称：かじサポ】研修参加者募集

市では、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴い、高齢者の方の買い物や掃除・調理などの日常生活のサポートをしていただく方を養成する研修を実施します。この研修を修了した方は、総合事業の訪問サービスの担い手として、介護事業所に所属して市内での家事援助などの支援を行うことができます。

- ▶日程：5月24日（水）・25日（木）午前9時30分～午後3時 ▶場所：市役所附属棟・第1会議室
 ▶内容：①介護保険制度や介護予防・日常生活支援総合事業について／②高齢者や認知症の理解／③認知症の理解
 ④生活支援の基本や訪問サービスを行うために必要な事項について／⑤事業所からのガイダンス
 ▶定員：20人 ▶料金：テキスト代500円 ▶持ち物：筆記用具・昼食・飲み物
 ▶申し込み方法：4月11日（火）から電話か窓口で申し込み

高齢者地域ふれあいサロン活動支援事業～はじめてみませんか。介護予防活動を通じたふれあいの居場所づくり～

『高齢者地域ふれあいサロン』は、地域の身近な場所で、誰もが気軽に立ち寄り、自由な時間を過ごすことのできる場です。ふれあいサロンが地域にあることで、介護予防活動を通じて、支えあい・生きがい・社会貢献・世代間交流などさまざまな効果が生まれ、地域づくりの拠点となることを目指します。

市では、「ふれあいサロンをやってみたい」という市民の皆さんを応援するため、活動への補助制度を作りました。あなたも、身近な場所で『高齢者地域ふれあいサロン』を始めてみませんか？

- ▶活動内容：①介護予防活動を含む高齢者の健康・生きがいなどに関する趣味活動・教養講座などを開催
 ②高齢者と認知症・障がいのある方との交流や、子どもなどとの世代間交流

- ▶支援の基準：上記の活動を1日2時間以上、週1日以上開催していること
 利用する高齢者が、開催1回当たり5人以上であること

▶支援の内容：①活動開始準備費

活動を開始した初年度に限り、開始に当たっての機材・資材・書籍の購入費、チラシ・ポスターなどの印刷費、看板代、材料費、消耗品費などの準備に係る費用に対して、10万円を上限に支給。

②活動費（年額）

開催回数	1回の開催に10人以上	1回の開催に5人以上10人未満
週5～7回	限度額100,000円／年	限度額75,000円／年
週3回・4回	限度額75,000円／年	限度額50,000円／年
週1回・2回	限度額50,000円／年	限度額30,000円／年

③活動場所維持費

活動場所として賃貸借契約を結び賃借料として支払った費用に対し、月額20,000円までの実費を支給。

※詳細はお問い合わせください



子育て支援コンシェルジュがお答えします

■問い合わせ：こども課子育て支援グループ☎内線273



Q 「保育所」と「認定こども園」との違いを教えてください。

A 下表を参考にしてください。対象年齢は、4月1日現在の年齢です。

項目	保育所	認定こども園
特長	共働きなどで保育が出来ない保護者に代わり、保育を行う施設です。	教育と保育を一体的に行う施設で、市内の認定こども園は、同じ施設に「幼稚園」と「保育所」が併設される「幼保連携型」となっています。 3歳になると、2号認定（保育所）のお子さんも1号認定（幼稚園）のお子さんと同じ教育を受ける事ができます。
入園対象年齢	2号認定（保育所）＝3～5歳児 3号認定（保育所）＝0～2歳児	1号認定（幼稚園）＝3～5歳児 2号認定（保育所）＝3～5歳児 3号認定（保育所）＝0～2歳児
申し込み方法	市役所こども課に、入所を希望する前月10日までに申請書類を提出	認定こども園が第1希望の場合は、入所を希望する前月10日までに希望する園に直接申請書類を提出
保育料	両親の市民税所得割の合算額で算定。詳細は各園に問い合わせ	
保育料の支払先	龍ヶ崎市役所／原則口座振替。保育料納付書で指定金融機関で支払うことも可能	在園している認定こども園／支払い方法は園によって異なります